

## 新規漁労技術習得研修事業実施要領

### 第1 趣旨

この実施要領は、高知県漁業就業支援事業の新規漁労技術習得研修事業に関し、必要な事項を定めるものとする。

### 第2 事業概要

この事業は、一般社団法人高知県漁業就業支援センター（以下「センター」という。）が、自営で沿岸漁業（養殖業を除く）を営む者のうち、新規の漁労技術を習得するための研修事業（以下「研修事業」という。）を実施するとともに、研修事業で習得した漁法（以下「新規漁法」という。）での操業に必要な船体改造・設備導入に要する経費に対し、予算の範囲内において助成する。

### 第3 研修事業

#### 1 対象者、対象経費等

- (1) この研修事業の対象者（以下「受講者」という。）、対象期間、対象経費及び支払内容は、別表1のとおりとし、研修事業の内容は、別表2のとおりとする。ただし、対象経費の認定にあたり支払関係書類等に不備があった場合は、支払の対象とならないことがある。
- (2) 受講者と指導者との関係が3親等以内である場合は、謝金及び用船料の支給対象外とする。
- (3) 申請者に県税及び県に対する税外未収金債務の滞納がある場合は、事業の対象としない。
- (4) 申請者が別表3に掲げるいずれかに該当すると認められるときは事業の対象としない。
- (5) 事業の実施に当たっては、別表3に掲げるいずれかに該当すると認められる者を契約の相手方としない等の暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならない。

#### 2 手続き

- (1) 受講者は、センターの職員等と面談を行い、事業の内容について十分に理解したうえで、研修事業申請書（別記様式第1号）を作成し、センターへ提出する。
- (2) 研修事業申請書の提出を受けたセンターは、内容を確認のうえ、指導者を選定し、受講者に対し書面で受講の決定を通知するとともに、受講者や指導者の意向に沿って研修実施計画書（別記様式第2号）を作成する。  
なお、指導者の選定は、受講者、関係漁業協同組合等と協議のうえ、センターが行うものとし、教育的指導を行う適格性を有する者を対象とする。
- (3) 受講者は、研修実施計画書に沿って研修を実施し、研修を実施した日に新規漁労技術習得研修日誌（別記様式第3号）（以下「研修日誌」という。）を作成する。
- (4) 研修期間終了後、受講者は研修実施報告書（別記様式第4号）を作成し、研修日誌を付して速やかにセンターに提出する。ただし、研修を月単位で行う場合は、研修日誌を月ごとに提出するものとする。
- (5) 受講者は、研修経費に係る消費税仕入控除税額等（助成対象経費に含まれる消費税及び地方消費税の相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費

税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを減額して報告しなければならない。

- (6) 研修日誌の提出を受けたセンターは、内容を確認し、実績に応じて指導者に指導者謝金及び用船料を、受講者に研修経費を支払う。

#### 第 4 船体改造・設備導入事業

##### 1 対象者、対象経費等

- (1) 助成対象者（以下「事業者」という。）は、第 3 の研修事業の受講者又は受講予定者とする。ただし、助成金の交付は、当該研修事業を修了した後に行うものとする。
- (2) 助成対象経費、助成額の割合及び助成上限額は、別表 4 に定めるとおりとし、助成額については、算出された交付額に 1,000 円未満の端数を生じた場合は、当該端数を切り捨てるものとする。
- (3) 申請者に県税及び県に対する税外未収金債務の滞納がある場合は、事業の対象としない。
- (4) 申請者が別表 3 に掲げるいずれかに該当すると認められるときは事業の対象としない。
- (5) 事業の実施に当たっては、別表 3 に掲げるいずれかに該当すると認められる者を契約の相手方としない等の暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならない。

##### 2 助成金の申請

- (1) 第 3 の研修事業の受講者又は受講を予定する者が助成金の交付を受けようとするときは、別記様式第 5 号による助成金交付申請書をセンターに提出しなければならない。
- (2) 助成金の交付を申請するに当たって、当該助成金に係る消費税仕入控除税額等（助成対象経費に含まれる消費税及び地方消費税の相当額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該助成金に係る消費税仕入控除税額等が明らかでない場合については、この限りでない。

##### 3 助成の条件

- (1) 助成金の交付を申請する者は、第 3 の研修事業を受講すること。
- (2) 交付の決定を受けた助成事業について、次のアからウに該当する変更をするときは、事前に別記様式第 6 号による変更（中止・廃止）承認申請書を速やかにセンターに提出し、センターの承認を受けなければならないこと。
- ア 助成金額の増額又は 20 パーセントを超える減額
- イ 助成事業の中止又は廃止
- ウ ア及びイに掲げるもののほか、助成事業の内容の重要な部分の変更
- (3) 助成事業が予定の期間に完了しない場合又は助成事業の遂行が困難となった場合は、速やかにセンターに報告し、その指示を受けなければならないこと。

- (4) 助成金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を助成事業の終了の翌年度から起算して5年間保管しなければならないこと。
- (5) 助成事業により取得し、又は効用の増加した財産については、助成事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、助成金の交付の目的に従ってその効率的な運用を図らなければならないこと。
- (6) 助成事業により取得し、又は効用の増加した財産（取得価格又は効用の増加価格が50万円を超えるものに限る。）については、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）」に規定する耐用年数に相当する期間内において、助成金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供する場合は、事前にセンターの承認を受けなければならないこと。
- (7) 前号の規定によりセンターの承認を得て財産を処分した場合は、交付された助成金の全部又は一部に相当する金額をセンターに納付しなければならないこと。
- (8) 助成事業の執行に際しては、センターが行う契約手続の取扱いに準じて行わなければならないこと。

#### 4 助成金の交付の決定

センターは、第4の2の規定による助成金の交付の申請が適当であると認めたときは、助成金の交付を決定し、当該事業者に書面により通知するものとする。

#### 5 助成金の交付の決定の取消し

センターは、事業者が本要領第3に定める研修事業を修了しなかったときは、助成金の交付を取り消すことができる。

#### 6 実績報告等

- (1) 事業者は、助成事業の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日又は助成事業の実施年度の2月28日のいずれか早い期日までに、別記様式第7号による実績報告書をセンターに提出しなければならない。ただし、これにより難しい場合は、速やかにセンターにその旨を報告し、その指示を受けなければならない。
- (2) 第4の2の(2)のただし書きの規定により助成金の交付を申請した事業者は、(1)に規定する実績報告書の提出に当たって当該助成金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになった場合は、これを助成金額から減額して報告しなければならない。
- (3) 第4の2の(2)のただし書きの規定により助成金の交付を申請した事業者は、(1)に規定する実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該助成金に係る消費税仕入控除税額等が確定した場合は、その金額（(2)の規定により減額した事業者にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記様式第8号により速やかにセンターに報告するとともに、センターの返還命令を受けて、これを返還しなければならない。

#### 7 額の確定

センターは、事業者の実績報告の内容について、審査及び必要に応じて行う現地調査等により、本事業の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであることを検査し、適合すると認めるときは、交付すべき助成金の額を確定する。

## 8 状況報告

- (1) 事業者は、事業実施年度の翌年度から事業計画書（別記様式第5号の2）に定める事業計画期間の1年目から5年目までの間、別記様式第9号により、新規漁法による操業状況報告書をセンターに提出しなければならない。
- (2) センターは、必要があると認めるときは、事業達成状況についての証拠書類を徴することができる。

## 9 助成金の返還等

センターは、事業者が次の（1）から（5）のいずれかに該当すると認めるときは、助成金の交付の決定を変更し、若しくは取り消し、又は交付した助成金の全部若しくは一部を返還させるものとする。

- (1) 不正に助成金の交付の決定又は助成金の交付を受けたとき。
- (2) 助成金を助成対象事業以外に使用したとき。
- (3) この要領の規定に違反したとき。
- (4) 助成事業により購入し、又は取得した設備を、耐用年数を過ぎる以前に処分したとき。
- (5) 助成目的に沿った使用をしなくなったとき又は事業の存続が困難となったとき。

## 第5 グリーン購入

受講者及び事業者は、本事業の実施において物品等を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき環境物品等の調達に努めるものとする。

## 第6 情報の開示

本事業に関してセンター情報公開規程に基づく開示請求があった場合は、同規程第4条による非開示項目以外の項目は、原則として開示するものとする。

## 第7 委任

この要領に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、センターが別に定める。

## 附 則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。

- 2 漁業経営安定化研修事業実施要領及び新規漁労技術習得研修事業のうち船体改造・設備導入助成金の運用（以下「当該運用」という。）は、廃止する。
- 3 前項の規定にかかわらず、当該運用第10条の規定については、なお従前の例による。

別表 1

対象者	期間	対象経費		支払内容
県内に住所を有し、自営で沿岸漁業（養殖業を除く）を営む者	1 漁法あたり 5 日以上 3 か月以内	指導謝金	指導者が受講者を指導した場合 ※受講者と指導者との関係が 3 親等以内である場合は、対象外とする。	【支払額】 月額 75,000 円以内 ※ 1 月当たり 20 日以上の指導を行った場合は月額 75,000 円とし、20 日未満の場合は日額 3,750 円とする。
		用船料	指導者の船で海上研修を実施した場合 ※受講者と指導者との関係が 3 親等以内である場合は、対象外とする。	【支払額】 月額 10 万円以内 ※ 1 月当たり 10 日以上、海上での指導を行った場合は月額 10 万円とし、10 日未満の場合は日額 10,000 円とする。
		研修経費	研修期間中に必要となる漁具や餌等の消耗品の購入に要する経費	【支払額】 1 人あたり 30 万円以内

別表 2

項目	場所	内容
海上研修	漁場等	漁法、漁労作業、鮮度維持、船舶・機器の操作等
陸上研修	漁家、漁業指導所、漁業協同組合、市場等	水揚げ作業、漁具の作成・補修等

別表 3

- 1 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成 22 年高知県条例第 36 号。以下「暴排条例」という。）第 2 条第 1 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第 3 号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 暴排条例第 18 条又は第 19 条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有する者と認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品、その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

別表 4

助成対象者	助成対象経費	助成額の割合	助成上限額
本実施要領第3の研修事業を受講した者。	本事業において習得した新規漁法の操業に必要な船体の改造及び設備・機器（ソナー、魚群探知機、レーダー、集魚灯、コンパス、冷海水装置、巻き上げ機、海水循環装置、配管、補機等センターが認める機器）の導入に係る経費。	2分の1以内。ただし、関係市町村が加算補助を行う場合は、その加算される割合を足した割合を限度とする。	225万円。ただし、関係市町村が加算補助を行う場合は、その加算される額を足した額を限度とする。